

学びを支える中核拠点としての学校図書館： 学習指導要領改訂「論点整理」に対する意見書による提言

中園 長新^{1,a)} 坂本 旬² 鎌田 和宏³ 野口 武悟⁴ 庭井 史絵⁵ 有山 裕美子⁶

概要：次期学習指導要領に向けて中央教育審議会 教育課程企画特別部会が 2025 年 9 月に公表した「論点整理」では、学習指導要領改訂における重要な方向性が示されている。しかし、「論点整理」では学校図書館に関する位置付けや役割については十分に扱われておらず、情報活用能力が情報技術に特化して再定義されることで「情報技術」以外の「情報」の扱いが手薄になる懸念がある。こうした状況を踏まえ、学校図書館研究者有志で意見交換を行い、学校図書館の位置付けと機能強化についての「意見書」を作成・公表した。本稿では「意見書」を作成するに至った経緯と意義を紹介するとともに、学術論文として、意見書の背景や学術的根拠を整理し明らかにする。意見書では、児童生徒の学びを支える中核拠点としての学校図書館を再評価し、その機能強化を次期学習指導要領において明確に位置付けることを提言した。

School Libraries as Core Hubs Supporting Learning: Proposals from an Opinion Paper on the “Issues Summary” for Revising the Course of Study

NAGAYOSHI NAKAZONO^{1,a)} JUN SAKAMOTO² KAZUHIRO KAMATA³ TAKENORI NOGUCHI⁴
FUMIE NIWAI⁵ YUMIKO ARIYAMA⁶

1. はじめに

1.1 本稿の位置付けと背景

本稿は、中央教育審議会 教育課程企画特別部会が 2025 (令和 7) 年 9 月 25 日に公表した、次期学習指導要領改訂に向けた「論点整理」[1] に対し、学校図書館研究者有志が作成・公表した意見書を紹介するとともに、作成・公表に至った経緯とその意義を論じるものである。ただし、本稿自体は意見書のような提言をするものとしてではなく、学術論文として、意見書の背景や学術的根拠を整理し明らかにすることを主眼とする。

日本における小・中・高等学校をはじめとする初等中等

教育は、国・公・私立等の設置者を問わず、文部科学省が定める学習指導要領に沿って教育が実践されている^{*1}。学習指導要領はおおむね 10 年おきに改訂が行われており、2020 年代も後半となった現在、2017~19 (平成 29~31) 年に改訂された現行学習指導要領 [2], [3], [4], [5], [6] を次の時代に向けてどのように改訂していくか、議論・検討する時機が到来している。

次期学習指導要領の改訂に向けては、2024 年 12 月に文部科学大臣から中央教育審議会に対して諮問が行われ、それを受けて 2025 年 9 月には、審議の途中経過として「論点整理」が公表された。改訂作業の詳細な経緯は次章で述べるが、「多様な子供たちの「深い学び」を確かなものに」することを目指すといった方向性は、おおむね明確になりつつある。

現代社会における情報化の状況を受けて、「論点整理」で

¹ 麗澤大学 Reitaku University,
2-1-1, Hikarigaoka, Kashiwa, Chiba 277-8686, Japan
² 法政大学 Hosei University
³ 帝京大学 Teikyo University
⁴ 専修大学 Senshu University
⁵ 青山学院大学 Aoyama Gakuin University
⁶ 滋賀文教短期大学 Shiga Bunkyo Junior College
a) nnakazon@reitaku-u.ac.jp

^{*1} 同様に、幼稚園についても幼稚園教育要領が存在するが、本稿は初等中等教育を対象としているため、教育要領に関する言及は行わない。

もまた、情報活用能力を中心とした「情報」について重点的に扱っている。しかし、それらの多くはICTをはじめとした情報技術に特化しており、さまざまなメディアを包摂した広義の「情報」に関する言及は皆無に等しい。たとえば「論点整理」において「図書館」という語を検索しても、学校図書館・公立図書館が学習指導要領の構造化のインフラとして機能するという文脈で登場するのみで、学校図書館の教育的位置付けについてはまったく触れられていない。

筆者らはこのような問題意識に基づき、次期学習指導要領において学校図書館とその機能強化を明確に位置付けることを求める意見書を作成・公開した。本稿ではこの意見書を紹介するとともに、作成・公表に至った経緯とその意義を論じる。

1.2 目的と意義

本稿は、次期学習指導要領に向けた「論点整理」に対する学校図書館研究者有志による意見書作成の経緯とその意義を整理することを通して、学校教育における学校図書館の役割や機能、ならびにそれらが次期学習指導要領を目指す方向性とどのように関連づけられるかを明らかにすることを目的とする。

本稿は、筆者らが作成した意見書を補完する役割を持つ。意見書に明記した要望が、どのような背景から導出され、どのような学術的議論に依拠しているかを本稿で明確にすることにより、「論点整理」や意見書に関する議論をより建設的に進められるようになることが期待される。

2. 意見書作成の背景：学習指導要領改訂と学校図書館

2.1 学習指導要領改訂の状況

2024（令和6）年12月25日に文部科学大臣^{*2}から、諮問機関である中央教育審議会に対して、「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について（諮問）」[7]が出された。これは端的に言えば、次期学習指導要領のあり方を検討することを中央教育審議会に依頼したものである。本稿執筆（2026年1月）時点では、この諮問を受け、中央教育審議会 初等中等教育分科会 教育課程部会の教育課程企画特別部会を中心に、さまざまな部会やワーキンググループ等において、今後の教育課程に関する審議が行われているところである。

これまでなされてきた検討の暫定的な取りまとめとして、教育課程企画特別部会は2025（令和7）年9月25日に「論点整理」をとりまとめ、公開した[1]。「論点整理」はあくまでも途中経過の公表であり、この内容がそのまま次期学習指導要領に反映されるかどうかは決定しているわけ

^{*2} 正確には、「文部科学大臣臨時代理 国務大臣 中根 順子」名義で出されている。

ではないものの、次期学習指導要領における重要な方向性が示されており、今後の議論の方向性を決めるものとして重要な資料である。過去の学習指導要領改訂の審議経過や「論点整理」の位置付け等を鑑みれば、少なくとも大筋としてはこの方向で進んでいくであろうと推察される。

「論点整理」によると、次期学習指導要領は「①深い学びの実装、②多様性の包摂、③実現可能性の確保」の3つをキーワードとして、多様な子供たちの「深い学び」を確かなものにして、「生涯にわたって主体的に学び続け、多様な他者と協働しながら、自らの人生を舵取りすることができる民主的で持続可能な社会の創り手をみんなで育む」ことを目指すものとされている。

旺文社 教育情報センター（2025）は「論点整理」等に基づき、次期学習指導要領改訂のテーマを「①わかりやすい指導要領、②多様な子どもたちの包摂、③情報活用能力の抜本的向上、④教師の負担の軽減、余白の創出、裁量拡大」の4つに大別している[8]。このうち「情報活用能力の抜本的向上」については、「論点整理」において第四章「情報活用能力の抜本的向上と質の高い探究的な学びの実現」として15ページ（pp. 47–61）が割かれており、重視されていることが読み取れる。

2.2 「論点整理」における情報活用能力の扱い

ところが、「論点整理」において情報活用能力を扱っている箇所を参照すると、そのほとんどすべてがコンピュータ等のICT活用を前提とした議論に終始しており、いわゆる「デジタル」と言われる「情報」だけにしか目を向けていない状況が確認できる。

確かに現代社会はデジタル社会であり、Society 5.0[9]の呼称を持ち出すまでもなく、サイバー空間とフィジカル空間が高度に融合した社会である。AIの活用等が議論されている時代において、ICT等を特に重視すること自体は自然な流れとも言えよう。しかしながら、「情報」とは「デジタル」なものだけでなく、「アナログ」と言われるものも多数存在する^{*3}。その代表は図書や雑誌等であろう。このような「情報」を蓄積し、提供してきた施設の代表例として図書館があり、学校図書館は情報教育の場としての活用も期待されている[10]。また、近年は学校教育におけるデジタルアーカイブ活用の可能性[11]等も模索されており、言うなれば「情報」は、デジタル・アナログの両方にまたがる、幅広い概念として扱われてきた。情報活用能力を育成する教育（情報教育）の中核を担う高等学校情報科においても、多様な情報資源を活用することの重要性が指摘されている[12]。

これまでの情報活用能力はこうした幅広い「情報」を対

^{*3} 本稿における「デジタル」「アナログ」という表現は、議論をわかりやすくするための概念的なものであり、学術的な用語（正確なことば）として用いているものではない。

象として、情報リテラシー、ICTリテラシー、メディアリテラシー等を含む幅広い能力として位置付けられていた[13]。しかし、その幅広さからわかりにくいという声もあり、「論点整理」では「情報技術の活用」「情報技術の適切な取扱い」「情報技術の特性の理解」として再整理することが提案されている。すなわち、これまで情報全般を扱ってきた情報活用能力を、実質的に「情報技術活用能力」として再定義し、「技術」以外の部分（情報リテラシーやメディアリテラシー等）については、言語能力の中の情報を扱う部分に移行させるようなイメージである。

本稿においては、情報活用能力の再定義の是非については議論しない。しかしながら、「技術」以外の「情報」の扱いが情報活用能力から分離することは、いわゆる「デジタル」の部分が重視される影で、「アナログ」の部分が見落とされてしまわないかという危惧が生じる。

2.3 学校図書館の概要と位置付け

初等中等教育段階の学校には、必ず学校図書館が設置されている。これは学校教育法第3条ならびに学校教育法施行規則第1条に基づくものであり、学校図書館法第3条にも「学校には、学校図書館を設けなければならない。」と明記されている。学校図書館の名称については定めがないため、「図書室」や「メディアセンター」等、異なる名称で設置している学校もある。なお、単なる置き場としての「図書室」という呼称ではなく、機能を意識した「学校図書館」の語を徹底すべきとの意見もある[14]が、本稿では呼称の違いによる認識の差異等については検討していない。

学校図書館には専門職として、司書教諭と学校司書が配置されている。司書教諭は資格を持った教諭（いわゆる「学校の先生」）が担当し、学校図書館の教育活用や授業との連携等を主に担当する。学校司書は教員ではなく職員であり、図書館の専門的業務を中心に担当することが期待されている職である。なお、学校図書館法において司書教諭は必置（第5条）^{*4}であるが、学校司書は「置くよう努めるものとされている（第6条）。

司書教諭と学校司書は、車の両輪のように協働しながら学校図書館を支える存在であるとされている。司書教諭が「教育・授業のプロ」として、そして学校司書が「情報」のプロとして機能することが期待されている[15]。

2.4 学校図書館の三機能

文部科学省が定めた「学校図書館ガイドライン」[16]では、学校図書館の機能を次のように示している。

学校図書館は、児童生徒の読書活動や児童生徒への読書指導の場である「読書センター」として

^{*4} ただし学級数が11以下の学校は当分の間、司書教諭を置かないことができる。

の機能と、児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能とともに、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有している。

ここで示された「読書センター」「学習センター」「情報センター」の三つが、学校図書館の三機能としてよく参照される^{*5}。

多様な資料を備えた読書センターとしての機能は、多くの人が「図書館」と聞いて抱くイメージに近い。学校図書館は児童生徒がさまざまな本に触れる場であり、読書指導の場として機能する。

学習センター機能は、近年では探究学習と関連づけて紹介されることも多い。「課題の設定、情報の収集、整理・分析、まとめ・表現」という探究のプロセスは、学校図書館が一貫してサポートすることができる。学校司書が探究的な学習において生徒の協調的な学習活動を積極的に導入することで、探究的な学習における学校図書館の支援が生徒と教師から高い評価を得たことも報告されている[18]。

ただし、学習センター機能は探究学習においてのみ機能するものではない。教科・科目の学習をはじめとするさまざまな学習活動において学校図書館の学習センター機能が活用できると考えられる。

情報センター機能は、学校図書館がさまざまな情報環境を統合的に活用できることを活かした機能である。単なるICT技能の習得にとどまらず、それらを活用しながら批判的思考を行ったり、さまざまなメディアを活用したハイブリッドな学習環境で探究学習を行うこと等が想定される。須藤・平久江（2020）は情報センターとしての学校図書館の現状を調査し、情報センターとしての学校図書館の将来像として、バーチャルな電子学校図書館とリアルな情報センター機能を進展させ統合的に管理・運営する「学校図書館ラーニング・コモンズ」を提唱している[19]。

3. 意見書の作成と公開

3.1 意見書作成に至った経緯

中央教育審議会の教育課程企画特別部会が2025（令和7）年9月25日に「論点整理」を公表した際、その内容等は教育系のニュースやメディア等で取り上げられ、教育研究者・実践者の間で大きな話題となった。しかしながら、学校図書館をはじめとした図書館情報学分野における「論点整理」公表のインパクトは（あくまでも筆者らの肌感覚ではあるが）決して大きくなかった。たとえばGoogleで

^{*5} 学習センター機能と情報センター機能を「学習・情報センター」としてひとくくりにする場合もある[17]。また、この三機能を見直すべきという意見も散見されるが、本稿では深入りしないこととする。

「論点整理 学校図書館」と検索しても、2026年1月10日現在、「論点整理」について学校図書館と関連づけて論じた記事等は、管見の限りでは見当たらない⁶。

そのような状況において、本稿著者の一人である有山は、「論点整理」において学校図書館に関する記述がないことに危機感を抱いていた。「論点整理」は国家レベルの教育方針に関する重要な文書であるため、これに対する意見は学術団体等の権威あるところから声明を出すのが望ましいのかもしれないが、学習指導要領に向けたスピーディな動向と、多忙を極める学校図書館関連機関等の活動がなかなか噛み合わず、機を逸することなく行動を起こすためには、有志による意見書の公開が最善であろうと考えた。

3.2 意見書の発起人

意見書作成にあたっては、発案者である有山を中心に、学校図書館に関してさまざまな役職を歴任している野口、情報教育を専門にしながら学校図書館に関する研究も行っている中園、学校図書館を起点にデジタル・シティズンシップ等広範に活動している坂本がオンラインミーティングやテキストメッセージ等を活用し、有山が作成したたき台を改善する形で意見書を作成していった。作成過程において、学校現場での活動実績を持つ鎌田、庭井もメンバーに加わり、最終的に中園、坂本、鎌田、野口、庭井、有山の6名を発起人として意見書を作成した。なお、この発起人6名は、本稿著者と同一である。

3.3 意見書の公開

作成した意見書は、Googleサイトで作成した専用ウェブサイト「学校図書館を学びの中核拠点に！」(<https://sites.google.com/view/schoollibrary-corehub/>)^[20]において、2025年12月27日付で公開した（図1）。また、全国学校図書館協議会（全国SLA）^[7]の機関誌である『学校図書館』2026年1月号（第903号）に投稿記事として、意見書を掲載していただいた^[21]。

4. 意見書の内容

4.1 次期学習指導要領に求めること（要望）

筆者らが作成・公開した意見書では、「次期学習指導要領において明確に示していただきたい事項」として次の4点を挙げている。

- 学校図書館を、児童生徒の深い学びや情報活用能力、そして探究的な学びを支える中核拠点として位置付

⁶ 今回対象としているのとは別の文脈での「論点整理」に関する記述は存在する（例：「学校図書館の整備充実に係るこれまでの意見を踏まえた論点整理」）。なお、筆者らが作成・公表している意見書に関連する記事等は除外している。

⁷ 公益社団法人 全国学校図書館協議会（全国SLA） <https://www.j-sla.or.jp/>

け、その意義を明確にすること。

- 紙媒体とデジタル資料をはじめとする多様なメディアを統合的に活用する学習環境として学校図書館を捉え、その特性を教育課程上で示すこと。
- 司書教諭および学校司書の専門性を教育課程の中で活かすための連携方針を示し、専門職の役割を明確にすること。
- 生成AIを含むデジタル環境と連動した図書館機能の強化を教育課程改革に組み込み、人的・物的資源の整備を進めること。

本節ではこれらの各点について、背景や意図を順に詳説する。

4.1.1 学びを支える中核拠点としての学校図書館

1点目の要望である「学校図書館を、児童生徒の深い学びや情報活用能力、そして探究的な学びを支える中核拠点として位置付け、その意義を明確にすること。」は、学校図書館の位置付けと意義の明確化を求めるものである。

学校図書館は、学校図書館法第1条において「学校教育において欠くことのできない基礎的な設備である」と明言され、第2条において「児童又は生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備」として定義されている。図書や視聴覚教育資料等の「図書館資料」を収集・整理・保存して利用に供する使命を持つ学校図書館は、学校教育における「情報」の担い手として、少なくとも法規上は確固たる地位を確立しているように見える。

しかしながら、学校図書館の教育活用は十分とは言いが



図1 意見書を公開しているウェブサイト

たい。文部科学省による令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」[22]によると、公立学校の「授業における学校図書館の活用状況」(複数回答可)として、国語(81.2%)や社会(56.6%)、総合的な学習(探究)の時間(75.1%)においては多くの学校で学校図書館が活用されているものの、それ以外の科目ではあまり活用されていない状況が明らかになっている。「読書センター」としての存在感は一定のレベルに達していると考えられる一方で、「学習センター」「情報センター」としての機能は、まだ十分に理解されていない。

中園(2023)は、情報教育の中核を担う高等学校情報科教員を対象としたアンケート調査結果に基づき、学校図書館活用推進の観点として「学校図書館活用の目的や効果を明確にすること」を挙げ、これを実現するための3つの観点として「情報教育でICT以外を活用することへの理解」「テクノロジーを脅威と考えている学校図書館側の意識変革」「情報資源に収録された情報の新しさの検討」を挙げている[23]。この提言の裏を返せば、これらが学校現場で実現されていないこと、あるいは学校図書館を学習に活用する意義が明確になっていないことを指摘していると捉えることができる。

意見書では、こうした現状を開拓することを求めて1点目の要望を明記した。

4.1.2 多様なメディアを統合的に活用する学習環境としての学校図書館

2点目の要望である「紙媒体とデジタル資料をはじめとする多様なメディアを統合的に活用する学習環境として学校図書館を捉え、その特性を教育課程上で示すこと。」は、学校図書館のメディアセンターとしての機能に着目したものである。

歴史的に「図書館」は、図書や雑誌をはじめとした紙媒体を扱ってきた。そのためか、図書館に対しては「本を読む場所」というイメージが強い。そのイメージは間違いではないが、図書館は本来、紙媒体に限定せずさまざまなメディアを扱える施設である。学校図書館法第2条においても、図書館資料は「図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料」として定義されており、どれだけ狭く解釈したとしてもCDやDVDといった視聴覚資料は図書館資料に含まれるし、実際はもっと幅広く、電子書籍やオンラインデータベース等も図書館資料として扱える。

しかしながら、こうしたメディアに対するまなざしは、まだ一般的になってはいないと考えられる。有山(2020)は、電子・通信メディアが発展する時代において、学校図書館が扱う情報が主に「図書」のままでよいのかと警鐘を鳴らすと同時に、学校現場には「情報活用教育=ICT活用教育」「学校図書館=読書／本による調べ学習」という認識があることを指摘している[24]。

学校図書館が現代そして未来の学習に寄与するためには、世界の潮流であるデジタル化に乗ることが不可欠である。それは学校図書館の資料をデジタル化すればよいというだけの意味ではなく、従来の紙媒体を中心として図書館資料を維持・活用すると同時に、新たなデジタルメディア等も積極的に扱っていく必要があることを示している。

学校図書館はさまざまな情報・メディアを扱う「情報センター」としての機能を強化し、それを受けて「学習センター」としての存在感を發揮する必要がある。意見書では、このようなさまざまなメディアを活用した学びの場として、学校図書館が機能することを求めて2点目の要望を明記した。

4.1.3 教育課程と学校図書館専門職の連携方針を示す必要性

3点目の要望である「司書教諭および学校司書の専門性を教育課程の中で活かすための連携方針を示し、専門職の役割を明確にすること。」は、教育課程において学校図書館専門職の専門性を活かすために、その活用法を具体的に明記することを期待するものである。

「論点整理」では、教師を「学びをデザインする高度専門職としての教師」として位置付けている。この考え方を踏まえると、教諭をもって充てる司書教諭は高度専門職として位置付くし、司書教諭と協働が期待される学校司書もまた、同様に高度専門職として活躍することが期待される。

吉澤(2023)は、高等学校における探究学習に着目し、学校図書館と学校図書館職員の現状と課題について、教員と学校図書館職員の考えをもとに明らかにしている。この研究によると、「教員は高度なレファレンス職務を学校図書館職員に対して望んでいる」といった、学校図書館専門職が教育課程に参画することを期待している現状がある一方で、「教員と学校図書館職員双方の視点での議論の必要性」が課題として挙げられるなど、学校図書館専門職の専門性を活用するための方向性が具現化していない様子が見られる[25]。

意見書では、こうした現状を開拓することを求めて3点目の要望を明記した。なお、この3点目については意見書公開後、「司書教諭と学校司書の連携」というように読めてしまうとのご指摘をいただいている。意見書の発起人としてはそのような解釈は意図していなかったため、この要望事項については今後、表現を調整する可能性がある。ただし、その場合もあくまでも誤解を招かないための修正であり、本節で述べたような要望の意図は維持される。

4.1.4 図書館機能の強化と人的・物的資源の整備

4点目の要望である「生成AIを含むデジタル環境と連動した図書館機能の強化を教育課程改革に組み込み、人的・物的資源の整備を進めること。」は、学校図書館を現状維持でとどめるのではなく、デジタル社会の発展にあわせた機

能強化と、それに伴う人的・物的資源の整備を求めるものである。

図書館学で有名なランガナタン (S. R. Ranganathan) による『図書館学の五法則 (The Five Laws of Library Science)』では、第五法則において「図書館は成長する有機体である。(A library is a growing organism.)」と述べられている [26]。詳細な解釈は省略するが、図書館の所蔵資料は、時代の変化に合わせて質・量ともに向上しなければならないとされている。

AI をはじめとした技術の発展に伴い、現代社会のパラダイムシフトは日進月歩で進んでいる。我々が接するメディアは紙媒体よりもデジタルメディアのほうが圧倒的に多くなった。AI の登場は我々の情報検索を高速化・高度化させる一方で、ハルシネーションに代表される虚偽情報に踊らされる危険を増大させている。たとえば学習者にレポートや論文の課題を課したとき、従来であれば参考文献の質の確認をすればよかったが、AI が普及した現代においては、その文献がそもそも実在するのか、といったところから確認しなければならなくなってしまった。主観であるが、「友人のレポートをそのまま盗用してはならない」というのは学習者にとって比較的の常識の注意事項ではないかと考えられる一方で、「AI の発言をそのまま盗用してはならない」というのはまだまだ一般的な意識になっていないように感じられる。

このような時代の変化に呼応して、学校図書館もまた「成長する有機体」として、機能強化に努める必要がある。たとえば AI の活用が当たり前になりつつある現代においては、情報の真偽判断や適切な引用等を学ぶ場として学校図書館の活用が期待されよう。伝統的な紙媒体にとどまらず、デジタルメディアやインターネット上のオンラインデータベース等も、図書館資料として活用することが期待される。庭井 (2020) のように、「一人で」「静かに」「本を読んで」過ごす場から、「にぎやかで活動的な学校図書館」に移行していく事例も報告されている [27]。

また、これまでの「読書センター」「学習センター」「情報センター」の機能にとどまらず、新たな時代に対応した機能も求められるだろう。坂本 (2023) は GIGA スクール時代のデジタル・シティズンシップ教育に着目し、学校図書館がデジタル・シティズンシップ教育の場となることを指摘している [28]。さらに同文献では「学校図書館は「第二の保健室」との表現も見られ、この考え方の中園 (2025) における「子どもたちの居場所として、心を守る砦としても機能する」学校図書館 [10] の可能性にも通じるものがある。

ただし、図書館機能を強化するためには、単に資料を増やせばいいというものではない。それら物的資源を適切に整備し、活用に供するためには、図書館に関する専門性を

持った人的資源の整備が不可欠であり、その養成や研修も充実していかなければならない。

意見書では、こうした現状を開拓することを求めて 4 点目の要望を明記した。

4.2 知の拠点としての学校図書館

意見書では、学校図書館を「教科横断的・学年縦断的な学びの連続性を支える「知の拠点」であり、児童生徒が自らの問い合わせを起点に学びを深めていく過程において、多様な情報に触れ、学びの視野を広げ、理解を深め、問い合わせを再構成していく場所」と位置付けている。現行そして次期学習指導要領のキーワードの一つである「探究」に資する場所であることはもちろん、多様な学びを実現する場としても機能することが期待される。

たとえば多様な文化的・社会的背景を持つ児童生徒や、障害を持つ児童生徒にとって、一斉教授を中心とした学校教育は必ずしも学びやすい環境ではない。しかし、学校図書館はさまざまなバリアフリー図書を提供したり、デジタルメディアを活用した学びを提供したりすることが可能である。野口が編著者として参画した図書『学校の「読書バリアフリー」はじめの一歩：学校図書館 10 の事例』では、どの子どもも読書を楽しむことができる「読書バリアフリー」を実現するための具体的な事例を多数収録し、学校図書館がすべての子どもたちの「知の拠点」となることの重要性を示している [29]。「論点整理」に示された「多様性の包摶」という観点からも、学校図書館の多様なメディアの貢献が期待できる。

5. おわりに：意見書への反響・賛同の状況と今後に向けて

本稿では、次期学習指導要領改訂に向けて公表された、中央教育審議会 教育課程企画特別部会による「論点整理」を受けて、学校図書館の位置付けと機能強化についてまとめた意見書の概要、ならびにその作成経緯と意義について整理した。「論点整理」の中で情報活用能力が重点的に扱われているにもかかわらず、「情報」が ICT 等の情報技術に特化し、学校図書館についての記述が見られないことについて、児童生徒の学びを支える中核拠点としての学校図書館を再評価し、その機能強化を次期学習指導要領において明確に位置付けることを提言した。

筆者らが作成・公開した意見書はあくまでも学校図書館研究者有志によるものであり、その影響力がどの程度かはわからない。しかし、意見書の公開後、多数の方から賛同者としてお名前をいただくことができた^{*8}。2026 年 1 月 10 日現在、意見書への賛同者は 34 名・1 団体を数えています。

^{*8} 賛同者は、意見書の内容にご賛同いただき、ウェブサイトへの名前掲載を許諾いただいた方である。賛同者は意見書に関して何らかの責任を負うものではない。

る。専門分野としては学校図書館関係者だけでなく、情報教育関係者、情報以外を専門とする学校関係者等、さまざまな分野の方から賛同をいただいている。また、職種についても大学教員、小・中・高等学校教員、教育行政、公共図書館、市民団体、ジャーナリストをはじめ、多彩な方々から賛同をいただいた。

今後は中央教育審議会における学習指導要領改訂の動向を注視しつつ、学校図書館の位置付けと機能強化のための具体的方策について検討し、できることから実践していく。そのためには、現在の学校図書館が十分に機能していない背景を探ったり、現状を開拓したりするための学術的アプローチ等の検討も必要であろう。学校図書館を活用した教育の充実に向けて、できるところから引き続き活動ていきたい。

謝辞 意見書の内容にご賛同いただきました方々に感謝いたします。賛同者リストは意見書を公開しているウェブサイトに掲載しています。また、本稿の内容は、JSPS 科研費 JP21K02864, JP23K28384, JP25K06475 の助成を受けた研究成果を含みます。

参考文献

- [1] 中央教育審議会教育課程企画特別部会：教育課程企画特別部会における論点整理について（報告），文部科学省（オンライン），入手先 <https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/004/gaiyou/mext_00010.html> (参照 2026-01-10).
- [2] 文部科学省：小学校学習指導要領（平成 29 年告示），東洋館出版社 (2017 [出版 2018]).
- [3] 文部科学省：中学校学習指導要領（平成 29 年告示），東山書房 (2017 [出版 2018]).
- [4] 文部科学省：高等学校学習指導要領（平成 30 年告示），東山書房 (2018 [出版 2019]).
- [5] 文部科学省：特別支援学校幼稚部教育要領 小学部・中学部学習指導要領（平成 29 年告示），海文堂出版 (2017 [出版 2018]).
- [6] 文部科学省：特別支援学校高等部学習指導要領（平成 31 年告示），海文堂出版 (2019).
- [7] 文部科学省：初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について（諮問），文部科学省（オンライン），入手先 <https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/mext_00003.html> (参照 2026-01-10).
- [8] 旺文社教育情報センター：次期学習指導要領「論点整理」公表！ 全体的な改訂の方向性が明らかに，旺文社（オンライン），入手先 <https://eic.obunsha.co.jp/file/educational_info/2025/1111.2.pdf> (参照 2026-01-10).
- [9] 内閣府：Society 5.0 – 科学技術政策，内閣府（オンライン），入手先 <<https://www8.cao.go.jp/cstp/society5.0/>> (参照 2026-01-10).
- [10] 中園長新：情報教育の場としての学校図書館：高校情報科の教材として、そして子どもたちの居場所として、図書館雑誌，2025 年 12 月号，Vol. 119, No. 12, pp. 730–731 (2025).
- [11] 有山裕美子，大井将生，阿児雄之，江草由佳，榎本聰，高久雅生：学校教育におけるデジタルアーカイブ活用促進に向けた教職員の ICT 活用状況調査，滋賀文教短期大学紀要，No. 27, pp. 1–11 (2025).
- [12] 中園長新：高等学校における情報科教育：多様な情報資源の活用に着目して，カレントアウェアネス，No. 365, pp. 8–10 (2025).
- [13] 教育と ICT Online：次期学習指導要領で変わる情報活用能力と新設される情報の授業：意外に知られていない情報活用能力の定義変更，日経 BP（オンライン），入手先 <<https://project.nikkeibp.co.jp/pc/atcl/19/06/21/00003/111200668/>> (参照 2026-01-10).
- [14] 米谷優子：学校図書館はどのように称されているか：学校図書館の呼称と機能の認識，図書館界，Vol. 71, No. 1, pp. 16–35 (2019).
- [15] 全国学校図書館協議会指導主事研修委員会：これからの司書教諭の活動と研修，全国学校図書館協議会 (2024).
- [16] 文部科学省：学校図書館ガイドライン，文部科学省（オンライン），入手先 <https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/1380599.htm> (参照 2026-01-10).
- [17] 子どもの読書サポートーズ会議：これからの学校図書館の活用の在り方等について（報告），文部科学省 (2009).
- [18] 浅野真紀子，平久江祐司：探究的な学習における学校図書館の支援の在り方，図書館情報メディア研究，Vol. 14, No. 1, pp. 1–20 (2016).
- [19] 須藤崇夫，平久江祐司：情報センターとしての学校図書館の現状と課題：高等学校図書館を中心に、その将来展望，情報メディア研究，Vol. 19, No. 1, pp. 47–65 (2020).
- [20] 中園長新，坂本旬，鎌田和宏，野口武悟，庭井史絵，有山裕美子（発起人）：学校図書館を学びの中核拠点に！，（オンライン），入手先 <<https://sites.google.com/view/schoollibrary-corehub/>> (参照 2026-01-10).
- [21] 中園長新，坂本旬，鎌田和宏，野口武悟，庭井史絵，有山裕美子：次期学習指導要領に向けた「論点整理」(2025 年 9 月公表)に対する意見書：学校図書館の位置付けと機能強化について，学校図書館，2026 年 1 月号，No. 903, pp. 42–43 (2026).
- [22] 文部科学省：令和 2 年度「学校図書館の現状に関する調査」の結果について，文部科学省（オンライン），入手先 <https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/1410430_00001.htm> (参照 2026-01-10).
- [23] 中園長新：学校図書館を活用した情報教育実現に向けた働きかけの検討，情報処理学会研究報告 コンピュータと教育 (CE)，Vol. 2023-CE-169, No. 34, pp. 1–9 (2023).
- [24] 有山裕美子：改めて学校図書館を問い合わせ直す，メディア情報リテラシー研究，Vol. 2, No. 1, pp. 58–69 (2020).
- [25] 吉澤小百合：探究学習の実施における日本の高等学校の学校図書館と学校図書館職員の現状と課題，日本図書館情報学会誌，Vol. 69, No. 2, pp. 101–119 (2023).
- [26] Ranganathan, S. R.: *The Five Laws of Library Science*, (Madras Library Association Publication Series 2), Madras Library Association (1931).
- [27] 庭井史絵：学校教育のなかで図書館を活用するために：中学校図書館での実践を振り返って，コンピュータ&エデュケーション，Vol. 48, pp. 31–36 (2020).
- [28] 坂本旬：GIGA スクール時代の学校図書館の新たな機能：デジタル・シティズンシップ教育を中心に，法政大学キャリアデザイン学部紀要，Vol. 20, pp. 75–115 (2023).
- [29] 野口武悟（編著）：学校の「読書バリアフリー」はじめの一歩：学校図書館 10 の事例，学事出版 (2024).

付 錄

A.1 意見書

著者らが作成・公開した意見書を、資料としてここに掲載する。なお、意見文の内容は公開版と同一であるが、情

報処理学会研究報告のフォーマットに合わせるため、一部体裁を調整している。

次期学習指導要領に向けた「論点整理」(2025年9月公表)に対する意見書

—学校図書館の位置付けと機能強化について—

中園長新／坂本 旬／鎌田和宏／野口武悟／庭井史絵／有山裕美子

1. はじめに

2025年9月25日に中央教育審議会の教育課程企画特別部会から公表された次期学習指導要領に向けた「論点整理」は、「主体的・対話的で深い学び」の実装、多様性の包摂、情報活用能力の抜本的向上といった、教育課程における重要な方向性を示しています。しかし、学校図書館の位置付けや役割については十分に扱われておらず、その潜在的な貢献が教育課程全体の中で可視化されていない懸念があります。

本意見書は、この論点整理を受け、学校図書館を児童生徒の学びを支える中核拠点として再評価し、その機能強化を次期学習指導要領において明確に位置付けていただくことを求めるものです。

2. 次期学習指導要領に求めること（要望）

次期学習指導要領において明確に示していただきたい事項は、以下のとおりです。

- 学校図書館を、児童生徒の深い学びや情報活用能力、そして探究的な学びを支える中核拠点として位置付け、その意義を明確にすること。
- 紙媒体とデジタル資料をはじめとする多様なメディアを統合的に活用する学習環境として学校図書館を捉え、その特性を教育課程上で示すこと。
- 司書教諭および学校司書の専門性を教育課程の中で活かすための連携方針を示し、専門職の役割を明確にすること。
- 生成AIを含むデジタル環境と連動した図書館機能の強化を教育課程改革に組み込み、人的・物的資源の整備を進めること。

3. 学びを支える三機能と情報活用能力

学校図書館が果たす役割は、「読書センター」「学習センター」「情報センター」という三つの機能を通して、児童生徒の学びの質を総合的に支える点にあります。多様な資料を備えた読書センターは、論点整理が示した「初発の思考や行動を起こす力・好奇心」を刺激し、児童生徒の主体的な学びの出発点となります。

学習センターとしての機能は、学習指導要領で示されている「課題の設定、情報の収集、整理・分析、まとめ・表現」という探究のプロセスを学校内で一貫して支え、児童生徒が自ら学びを深めることを可能にします。これらは論点整理が掲げる「中核的な概念の深い理解」や「複雑な課題の解決」といった学びの姿に合致しています。

また、情報センターとして、さまざまな情報環境を統合的に活用できる学校図書館は、情報活用能力の抜本的向上を支える重要な場です。これは単なるICT技能の習得にとどまらず、批判的思考や判断、表現へと至る学習過程を支えるものであり、紙媒体とデジタル資料の双方を自在に行き来するハイブリッドな学習環境こそが、安易な正解主義に陥らない「質の高い探究」を実現します。以上のように、学校図書館はデジタル時代に主体的に社会参画する「民主的な社会の創り手」の育成に不可欠な機能であり、メディアリテラシー教育の重要な担い手です。これらのことを踏まえ、学校図書館をAI時代に求められる「深い思考」と「公正な学び」を保障する中核拠点として再評価することが重要です。

4. 知の拠点としての役割と実現可能性

学校図書館は、教科横断的・学年縦断的な学びの連続性を支える「知の拠点」であり、児童生徒が自らの問い合わせを起点に学びを深めていく過程において、多様な情報に触れ、学びの視野を広げ、理解を深め、問い合わせを再構成していく場所となります。こうした学習のあり方は、論点整理が重視する「質の高い探究的な学び」の実現と合致するものであり、学校に探究的な学びが根付くために不可欠です。

また、学校図書館は、多様な文化的・社会的背景をもつ児童生徒にとっても、視覚・聴覚・発達・学習障害などさまざまな障害のある児童生徒にとっても、安心して学ぶことができる包摂的な学習環境です。学校図書館では、拡大文字資料、音声読み上げ、LLブック、点字図書、多言語資料などを含むバリアフリー図書を提供することが可能であり、これらの整備は、デジタル社会の進展の中で一人一人の学びへのアクセスを保障するうえでも重要性を増しています。学校図書館におけるこれらの支援は、次期学習指導要領が目指す多様性の包摂を具体的に支えるものであり、「個別最適な学び」を確かなものにする基盤となります。

さらに、地域資料や社会との接続を可能にする学校図書館は、「社会に開かれた教育課程」を具現化するための結節点として機能し、児童生徒が多様な世界に触れることで見方や考え方を広げる役割を果たします。

こうした学校図書館の価値は、設備だけではなく、司書教諭や学校司書の専門性によって支えられています。論点整理で示された「学びをデザインする高度専門職としての教師」という考え方を踏まえると、まさに学校図書館専門職はそのパートナーとして学習基盤の設計に関与し、学校

全体の学びを支える役割を担っています。教育課程と学校図書館の連携を制度的に位置付け、専門職配置を含む持続可能な運営体制を整えることは、深い学びと多様性の包摂を学校全体で保障するうえで不可欠です。

5. むすび

以上の観点から、学校図書館が子どもたちの学びを支える確かな基盤としてその役割をいっそう発揮できるよう、次期学習指導要領での明確な位置付けを強く望みます。

中園長新（麗澤大学）
坂本 旬（法政大学）
鎌田和宏（帝京大学）
野口武悟（専修大学）
庭井史絵（青山学院大学）
有山裕美子（滋賀文教短期大学）

※ 意見書と発起人リストならびに賛同者リストは、下記サイトでも公開しています。

<https://sites.google.com/view/schoollibrary-corehub>

